

# 宇都宮市土地区画整理事業保留地処分事務取扱要領

宇 都 宮 市

令和3年6月

# 宇都宮市土地区画整理事業保留地処分事務取扱要領

平成 22 年 3 月 1 日

この要領は、宇都宮市土地区画整理事業保留地処分規則(平成元年規則第 52 号。以下「規則」という。)に基づき、保留地売買の事務の取り扱い及び様式についてまとめたものである。

## 目 次

### 1 抽せんに関する書類

(1)	買受申込書	(様式第 1 号)	3
(2)	買受資格審査申請書	(様式第 2 号)	3
(3)	委任状(抽せん会)	(様式第 3 号)	3
(4)	当せん辞退届	(様式第 4 号)	3
(5)	当せん辞退届兼当せん者保証金返戻願	(様式第 5 号)	3
(6)	保証金振替依頼書	(様式第 6 号)	3

### 2 入札に関する書類

(1)	入札参加申込書	(様式第 7 号)	3
(2)	入札参加資格決定通知書	(様式第 8 号)	3
(3)	入札書	(様式第 9 号)	3
(4)	予定価格決定書	(様式第 10 号)	3
(5)	落札辞退届	(様式第 11 号)	3
(6)	委任状	(様式第 12 号)	3

### 3 随意契約に関する書類

(1)	保留地取得申出書	(様式第 13 号)	4
(2)	買受申込書兼買受資格審査申請書	(様式第 14 号)	4
(3)	保証金振替依頼書	(様式第 15 号)	4



## 1. 抽せんに関係する書類

### (1) 買受申込書（規則第4条）（様式第1号）

抽せんに参加をする場合は、受付期間内に申込みをする。

ただし、参加資格を満たす者に限る。（規則第2条、宇都宮市土地区画整理事業保留地処分要綱）

### (2) 買受資格審査申請書（様式第2号）

当せん者の買受に伴う資格を審査するため、個人の場合は「住民票」、地方公共団体が発行する「身分証明書」及び法務局が発行する「登記されていないことの証明書」、法人の場合は「資格証明書」を添えて申請する。

### (3) 委任状（様式第3号）

抽せん会に、申込者の代理人が参加する場合は提出する。

### (4) 当せん辞退届（様式第4号）

当せんを辞退する場合は、理由を記入し届出る。

### (5) 当せん辞退届兼当せん者保証金返戻願（様式第5号）

当せん者保証金を納付した後に当せんを辞退する場合は、理由を記入し届出る。なお、売却決定通知書受領後は当せん者保証金の返戻はしない。

### (6) 保証金振替依頼書（規則第8条第3項）（様式第6号）

当せん者保証金を契約保証金に充当する場合は提出する。

## 2. 入札に関係する書類

### (1) 入札参加申込書（規則第14条第1項）（様式第7号）

入札への参加をする場合は、受付期間内に申込みをする。ただし、参加資格を満たす者（規則第11条）に限る。

### (2) 入札参加資格決定通知書（様式第8号）

入札参加資格の有無を決定し、申込者に通知する。

入札当日に提示が必要。

### (3) 入札書（規則第18条第1項）（様式第9号）

入札の日時及び場所において、入札箱に投かんをする。

### (4) 予定価格決定書（規則第16条）（様式第10号）

※入札に付する保留地の予定価格を記載し封書したものを、開札場に置く。

### (5) 落札辞退届（様式第11号）

落札を辞退する場合に届出る。

### (6) 委任状（様式第12号）

申込者が、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は提出する。

### 3. 随意契約に関する書類

- (1) 保留地取得申出書 (様式第13号)  
付保留地及び隣接保留地の取得を希望する場合は提出する。
- (2) 買受申込書兼買受資格審査申請書 (様式第14号)  
買受に伴う資格を審査するため、個人の場合は「住民票」、地方公共団体が発行する「身分証明書」及び法務局が発効する「登記されていないことの証明書」、法人の場合は「資格証明書」を添えて申請する。
- (3) 保証金振替依頼書(規則第8条第3項) (様式第15号)  
申込保証金を契約保証金に充当する場合は提出する。

### 4. 抽せん、入札及び随意契約で共通する書類

- (1) 売却決定通知書(規則第25条) (様式第16号)  
当せん者、落札者又は相手方が決定した場合に通知をする。  
契約に必要な書類等が記載されている。
- (2) 売却決定取消通知書(規則第26条第2項) (様式第17号)  
契約の相手方が規定する期間内に契約を締結しない場合に通知をする。
- (3) 土地売買契約書(規則第26条第1項) (様式第18号)  
(1)「売却決定通知書」を受けた翌日から、14日以内に契約を締結する。  
契約書は3通作成し、甲乙及び保証人記名押印のうえ各自1通を保有する。  
ただし、保証人の免除の場合(規則第27条第1項)は2通とする。
- (4) 保証金振替依頼書(規則第28条第3項) (様式第19号)  
契約保証金を売買代金に充当する場合は提出する。
- (5) 土地引渡通知書(規則第30条, 土地売買契約書第5条) (様式第20号)  
売買代金の全額が納付された場合に、通知をして土地の引渡しをする。
- (6) 土地売買契約解除申出書 (様式第21号)  
売買契約後に、乙が契約の解除をする場合は申出る。
- (7) 保留地売買契約解除通知書 (様式第25号)  
売買契約後に、甲が契約の解除をする場合は通知する。

### 5. 権利申告等に関する書類

- (1) 登録事項等変更届(土地売買契約書第12条) (様式第22号)  
売買契約を締結した所有権に、変更が生じた場合は届出る。  
必要書類は別記表1。
- (2) 権利譲渡届出書(土地売買契約書第11条)(様式第23号, ※様式第23-1号) ※施行者と売買契約した者以外が権利譲渡届出をする場合  
換地処分に伴う登記完了までの間に、権利を他に譲渡する場合は、すみやかに届出る。

- (3) 権利譲渡承認申請書（土地売買契約書第 10 条）（様式第 24 号）  
公売保留地の売買契約を締結した所有権に，やむを得ず変更が生じる場合，事前に届出る。
- (4) 権利譲渡承認書（土地売買契約書第 10 条）（様式第 24-1 号）  
公売保留地の売買契約を締結した所有権に，やむを得ず変更が生じ，権利譲渡承認申請書が提出された際に，適当と認めた場合通知する。
- (5) 権利譲渡不承認通知書（土地売買契約書第 10 条）（様式第 24-2 号）  
権利譲渡承認の申請が認められなかった場合通知する。

附則

この要領は，平成 22 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要領は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は，令和元年 6 月 20 日から施行する。

附則

この要領は，令和元年 12 月 14 日から施行する。

附則

この要領は，令和 2 年 9 月 30 日から施行する。

附則

この要領は，令和 3 年 6 月 30 日から施行する。